

櫛引観光協会ロゴ&キャラクター「みのりん&たわわん」の使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、櫛引観光協会ロゴ&キャラクター「みのりん&たわわん」(以下キャラクターという。)を使用する場合の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 キャラクター等を使用しようとする者は、櫛引観光協会ロゴ&キャラクター使用承認申請書(様式第1号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する時はこの限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が使用するとき
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (3) その他会長が適当と認めたとき

(使用の承認)

第3条 会長は前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。
- (2) 特定の政治活動・思想活動又は宗教活動に利用される恐れがあるとき。
- (3) 不適切な媒体等での利用や改変等により、キャラクターのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合の他、会長が不要と認めるとき。

2 会長は前条の規定による申請に基づき使用を承認した場合櫛引観光協会キャラクター使用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡ししたり転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。但し完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(5) 商標登録出願を行わないこと

(承認内容の変更)

第6条 キャラクターの使用承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとする場合は、櫛引観光協会キャラクター使用内容変更承認申請書(様式第3号)によりあらかじめ会長に申請しなければならない。

2 前項の承認は、櫛引観光協会キャラクター使用(変更)承認通知書(様式第4号)をもって行うものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 会長はこのキャラクターの使用が、この規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取消することができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 前項の承認取消しは、櫛引観光協会キャラクター使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(担当)

第8条 この要綱に関する事務は櫛引観光協会が行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は令和3年10月1日より実施する。